

介護職員初任者研修講座 のご案内

南檜山地域通年雇用促進支援協議会では、季節労働者の雇用の安定と通年雇用化を促進するため介護職員初任者研修講座を開催いたします。

●講習日程: 講義・実技

通学期間

平成26年2月3日(月)・6日(木)・7日(金)・10日(月)・12日(水)・13日(木)・14日(金)・
17日(月)・19日(水)・20日(木)・21日(金)・24日(月)・26日(水)・27日(木)・28日(金)
の15日間

平成26年2月28日(金) 終了試験

●講習場所: 檜山地域人材開発センター

檜山郡江差町字南ヶ丘7-172 TEL0139-52-0160

●定員: 8人

●受講料: 無料(講習場所への交通費、宿泊費と通信学習に伴う郵送料は自己負担となります。)

●受講対象: 江差町、上ノ国町、乙部町、厚沢部町、奥尻町に在住(住民登録している)する季節労働者の方。※次のいずれかに該当する方

- (1) 雇用保険の被保険者種類が『短期雇用特例被保険者(2又は3)』として雇用されている方
- (2) 現在離職者であって前職の雇用保険の被保険者種類が『短期雇用特例被保険者(2又は3)』として雇用されていた方(離職年月日が平成24年4月1日以降の方)
- (3) 現在離職者であって離職直前の被保険者種類が一般の被保険者(1又は9)であり、失業給付の受給資格を満たしておらず、前々職の雇用の種類が『短期雇用特例被保険者(2又は3)』として雇用されていた方(離職年月日が平成24年4月1日以降の方)

●申込み方法: 裏面申込書に必要事項を記載し、次のいずれかのコピーを添えてFAX若しくは郵送で提出してください。

- (1) 雇用保険の被保険者種類が『短期雇用特例被保険者(2又は3)』として雇用されている方

a. 雇用保険資格取得等確認通知書・雇用保険被保険者証

- (2) (3)に該当する現在離職者である方

a. 雇用保険被保険者離職票(1・2)

b. 雇用保険特例受給資格者証 a、b いずれかを提出してください

●申込み期間: 平成 26年 1月 7日(火)~1月 24日(金)



お申込み・お問い合わせ先

南檜山地域通年雇用促進支援協議会

(事務局) 江差町役場追分商工観光課

〒043-8560 檜山郡江差町字中歌町193-1

TEL0139-52-6716 FAX0139-52-5666

南檜山地域通年雇用促進支援協議会 宛て (江差町役場追分商工観光課内)

1. 申込者

フリガナ		性 別	生 年 月 日
氏 名	Ⓜ	男 女	昭和・平成 年 月 日 (満 歳)
フリガナ			電話() -
住 所	〒 -		携帯 - -
			FAX() -

2. 添付書類

①身分証明書(免許証・保険証等)

②受講対象者(季節労働者)と確認できるもの

- (1)雇用保険の被保険者種類が『短期雇用特例被保険者(2もしくは3)』として雇用されている方
a. 雇用保険資格取得等確認通知書・雇用保険被保険者証を提出してください。
- (2)現在離職者であって前職の雇用保険の被保険者種類が『短期雇用特例被保険者(2もしくは3)』として雇用されていた方(離職年月日が平成24年4月1日以降の方)
a. 雇用保険被保険者離職票(1・2)
b. 雇用保険特例受給資格者証 a、b いずれかを提出してください。
- (3)現在離職者であって離職直前の被保険者種類が一般の被保険者(1もしくは9)であり、失業給付の受給資格を満たしておらず、前々職の雇用保険の種類が『短期雇用特例被保険者(2もしくは3)』として雇用されていた方(離職年月日が平成24年4月1日以降の方)
a. 雇用保険被保険者離職票(1・2)
b. 雇用保険特例受給資格者証 a、b いずれかを提出してください。